

全養協通信

平成24年4月2日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

1. 厚生労働省「児童養護施設運営指針」と「第三者評価及び自己評価の実施」を通知(3月29日)

さる3月29日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」、および、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」、ならびに、その実施内容の詳細等を示した雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉・基盤課長連名通知「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」が発出されました。これらは、昨年度後半に社会的養護の5施設種別（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）と里親・ファミリーホームそれぞれのワーキンググループで検討されてきた内容について、3月21日の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（第14回）における議論を経て、今般、通知されたものです。

◆「課題と将来像」に示された質の確保と向上にはまだ道のりがあります

平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」において、「社会的養護の現状では施設等の運営の質の差が大きい」ことが指摘されています。国は、①施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と具体的な「手引書（指針の解説書）」を作成し、②「自己評価（自己点検）」とともに、外部の目を入れる「第三者評価」を義務づけること等により施設運営等の質の向上を図るとしています。

「施設運営指針」や「第三者評価基準項目・ガイドライン」の検討は、これまで、ともすると「見えづらい」と評されてきた児童養護施設等の社会的養護現場において行われている養育を可視化し、その標準を明らかにする取り組みとなりました。今後、この指針や評価基準等が利用されるなかで、現場の意見もふまえて必要な手直しが継続的に行われるべきであるという前提のもと、施設の運営に取り組む必要があります。

また、「課題と将来像」でめざす養育の質を児童養護の現場で実現していくためには、「小学生以上の児童において4:1以上」とする「課題と将来像」に示した人員配置基準の引上げ等を可能とする、十分な予算の確保等が必要最低条件となります。政府は消費税増税に関する法案をこの3月30日に閣議決定し通常国会に提出していますが、今後は、社会保障と税の一体改革の推進等について推移を把握しつつ、全国児童養護施設協議会（全養協）は必要に応じて制度政策活動等を通じて対応を図っていきます。

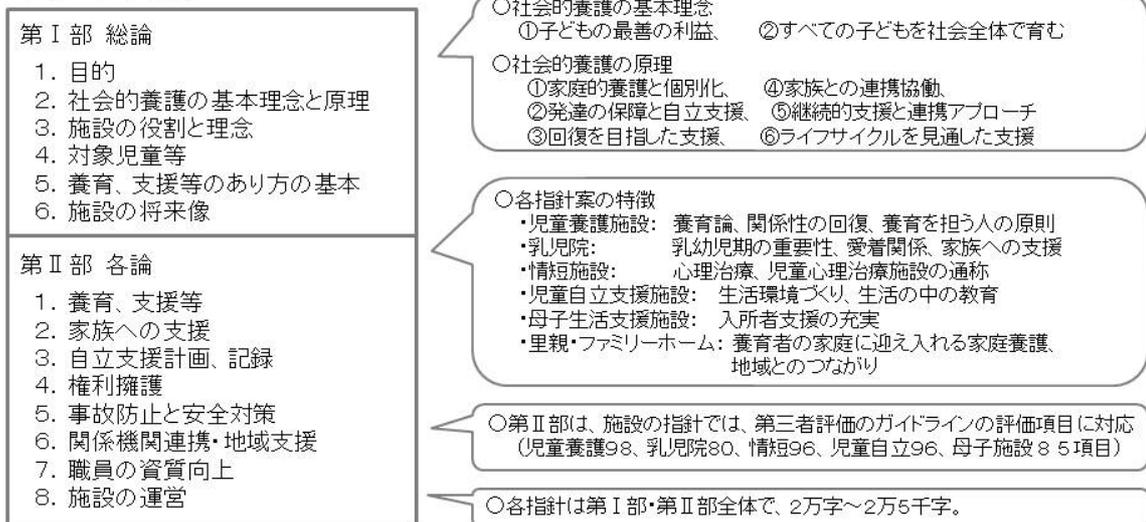
◆「施設運営指針」は「第Ⅰ部 総論」と「第Ⅱ部 各論」で構成

児童養護施設を含む社会的養護の5施設種別はそれぞれの「施設運営指針」を、里親・ファミリーホームは「養育指針」を作成、公表しました。指針は全体構成を共通化し、とくに「第Ⅰ部 総論」の「2. 社会的養護の基本理念と原理」は、全種別における内容の共通化を図りました。また、「第Ⅱ部 各論」は、各施設種別の第三者評価基準項目における「A評価」の内容に対応した「目指すべき方向」が記載されているため、現状よりも少し上の水準が示されています。

施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針について

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など
※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、第三者評価基準の評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

<指針の基本構成>



厚生労働省説明資料より抜粋

◆ 第三者評価の受審と公表の義務化は24年度から

児童養護施設を含む社会的養護施設における第三者評価の受審と公表の義務化は本年度からとなっていますが、「第三者評価は3年に1回以上受審しなければならない」とされており、それ以外の年は「自己評価を行わなければならない」とされています。経費面については、すでに全養協通信No.230でお知らせしているとおり、国の24年度予算案において「第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定」として1回30万円（範囲内）が計上されています。

社会的養護関係施設の第三者評価等について（概要）

1. 福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。

2. 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

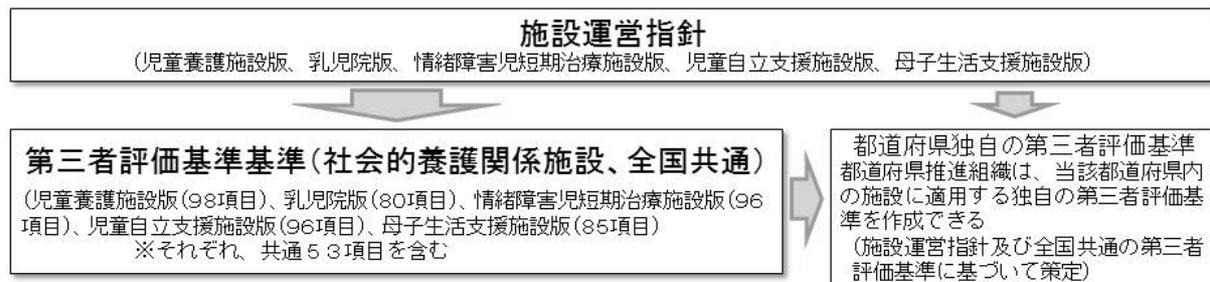
	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成16年通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成24年通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3年で10か所以上の実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

2

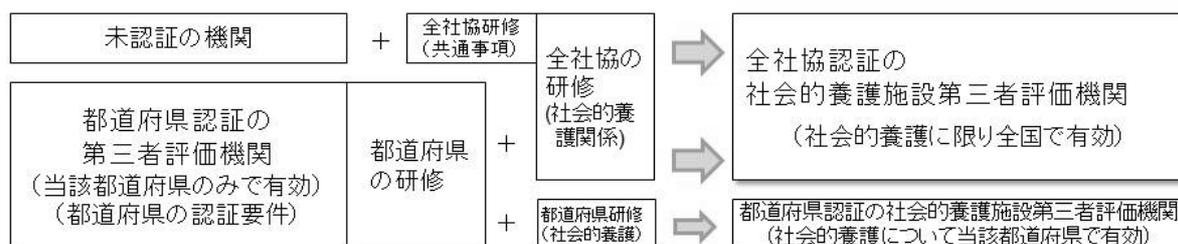
3. 社会的養護関係施設の第三者評価基準について

社会的養護関係施設については、種別ごとの施設運営指針を策定したところであり、これに対応した全国共通の第三者評価基準を作成した。評価機関の広域的な活動を促進できるよう、原則として、全国共通の第三者評価基準によって行う。



4. 社会的養護関係施設の第三者評価機関の認証について

社会的養護関係施設は各地域での数も少なく、また、義務実施に当たり一層質の高い第三者評価が求められることから、当該施設の特質と動向を十分知り、当該施設の評価を多数経験し、当該施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。



3

厚生労働省説明作成資料より抜粋

資料(別添)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」(抜粋)

雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知

「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉・基盤課長連名通知

「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」(抜粋)

2. 「里親委託ガイドライン」等の改正が行われています(3月29日)

「施設運営指針」「第三者評価及び自己評価の実施」のほか、3月29日付で「里親委託ガイドライン」の改正が行われ、通知されています。

このガイドラインの改正により里親委託の推進に向けた条件整備が行われ、国は「課題と将来像」で示しているように家庭養護の推進(里親委託率の向上)を図っていくことになります。全養協では、その方針について一定の理解を示しつつも、「社会的養護における養育の視点を抜きにして、形態論だけで議論すべきではない」という主張を一貫して行っており、24年度の各自自治体の状況等を踏まえつつ対応を図っていきます。

◆ 里親・ファミリーホームを「家庭養護」と定義し、社会的養護として明確化

改正されたガイドラインでは、「子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う」ことを「家庭養護」と定義し、里親・ファミリーホームを家庭養護の担い手であるとしています。また、施設の家庭支援専門相談員や、新たに配置される里親支援専門相談員と連携して里親委託を推進することとしており、「現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する」などとして、その方向性をより明確にしています。

しかし、同時に「里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、『中途からの養育』であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある」として、「里親は社会的養護の担い手である」とし、「委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度」といった児童相談所による定期的な家庭訪問の期間・回数を示しています。

また、体制整備として、「児童相談所の里親担当職員」「里親委託等推進員」とともに、新たに児童養護施設や乳児院に設置される「里親支援専門相談員(里親支援ソーシャルワーカー)」を「担当職員」、「里親会や児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人・NPO」等を「里親支援機関」として、その役割分担や連携、守秘義務等を規定しています。

なお、「里親委託ガイドライン」とともに「ファミリーホーム」「里親支援機関事業」「里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)」「身元保証人確保対策事業」「養子縁組あっせん事業」の各実施要綱が改正されています。

資料(別添) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」

「施設運営指針」「第三者評価基準」「里親委託ガイドライン」は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000026rqp.html>)にも掲載されています

3. 「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」を発出(3月9日)

～ 施設長等による監護措置への親権者等の「不当に妨げる行為」を例示 ～

全養協通信No.231(2月1日号)でお知らせしたとおり、親権停止制度の創設や未成年後見制度の見直し等の「民法等の一部を改正する法律」の施行(4月1日)に向けて、施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」とする)の策定作業がすすめられていましたが、さる3月9日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知が発出されました。

ガイドラインによると、「不当に妨げる行為」は「(1) 態様、手段が適切でない場合」「(2) 親権者の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると考えられる場合」「(3) その他の場合(親権者の主張に論理的な混乱や一貫性の欠如がみられる場合など)」に区分されています。具体的な事例、内容については別添ガイドラインをご参照ください。

また、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応」についても、「親権者の意に反する安全確保のための緊急措置」として、親権の停止制度が創設されたことに伴い対応方法等に変更が生じることになるため、別途通知が発出されています。

資料(別添)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知

「児童相談所又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について

4. 平成23年度国家公務員給与改定は、社会福祉施設措置費に反映せず

～国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(3月1日施行)～

さる2月29日に、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が公布され、翌3月1日から施行されています。これは、平成23年9月の人事院勧告による給与改定(俸給月額平均0.23%の引下げ等)とともに、一層の歳出削減により震災復興財源を創出するため、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2か年間、給与を減額して支給すること(本省課室長相当職員以上9.77%引下げ等)を内容としたものです。

人事院勧告は、民間社会福祉事業の措置費等に反映されますが、平成23年9月の人事院勧告は、措置費積算上の給与格付(国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸)には該当しないものであるため、平成23年度について措置費等の引き下げはありません。また、厚生労働省は、この特例法は国家公務員のみ適用されるものであって民間に影響が生じることが適当でないと整理しており、民間社会福祉事業の措置費等に反映することはありません。

5. **速報**「子ども・子育て新システム関連3法案」を今国会に上程

～消費税法案とともに閣議決定し通常国会に提出(3月30日)～

3月30日、政府は「子ども・子育て新システム関連3法案(①子ども・子育て支援法案、②総合こども園法案、③関係法律の関係整備法案)」を閣議決定し、同日、国会に提出しました(いずれも、予算非関連法案)。3法案は、「すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る」ことを趣旨としています。

本法案は衆議院から審議が行われます。各法案の概要・条文等については厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>)でご確認ください。

6. **速報**「親権者のいない未成年者等に係る旅券申請手続について」事務連絡を実施(4月2日)

4月2日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室より、「親権者のいない未成年者等に係る旅券申請手続について」事務連絡が行われました。「民法等の一部を改正する法律」の施行により児童福祉法において規定の整備等が行われたこと(本通信記事3. 関連)を受け、親権者等がいない未成年者や施設入所中等の親権者等がいる未成年者が海外渡航のため旅券申請を行う場合の事務処理について、外務省の定める処理基準が改訂されたものです。

なお、旅券に関する事務は、都道府県が行う事務(法定受託事務)であることから、各旅券事務所における実際の運用開始時期や手続内容は多少異なる可能性があります。本件に係る具体的事案については旅券事務所に相談をお願いいたします。

資料(別添) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室
親権者のいない未成年者等に係る旅券申請手続について(事務連絡)

7. 「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」を開催

～義務化研修の受講を証するものとして「受講証明書」を発行・送付～

2月28日・29日の2日間、平成23年度「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」を、499名(うち児童養護施設から299名)の参加を得て開催しました。修了者には、「受講証明書」を送付しておりますので保管をお願いいたします。また、受講修了者(名簿)は本会から厚生労働省に、厚生労働省から都道府県等に報告されます。

平成24年度の開催予定は以下のとおりです。2年に1回以上の受講が義務付けられていますので、23年度に受講できなかった施設長は、いずれかの回での受講をお願いいたします。

開催予定は本通信8ページをご参照ください。なお、開催案内については、それぞれ開催日の2か月前頃に送付を予定しています。

8. 全国社会福祉協議会からのお知らせ

(1) 平成 24 年度「児童福祉週間」を実施します

国では、毎年 5 月 5 日の「こどもの日」から 1 週間を「児童福祉週間（5 月 5 日～11 日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業が行われています。24 年度においても、「各種事業及び行事を展開することにより児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る」ことを趣旨として実施されます。

資料(別添) 平成 24 年度「児童福祉週間」実施要領

(2) 身元保証人確保対策事業『利用の手引き』をお送りします

全社協が運営主体となっている「児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業」については、国の実施要綱の改正に伴い運営内規の改正を行いました。このほど、『利用の手引き』の改訂を行いましたので別添のとおりお送りいたします。

主な変更点は、3 年間の保証期間満了後、一定の要件を満たした場合に身元保証の場合は 2 年、連帯保証の場合は 1 年の保証期間の「延長」制度を創設したことと、加入要件を退所後 6 か月以内から 12 か月以内まで可としたこと等です。

資料(別添) 児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業『利用の手引き』

(『利用の手引き』は全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/> に掲載予定です)

9. 全国児童養護施設協議会からのお知らせ

(1) 「アトム基金進級応援助成制度」平成 24 年度募集中です

「アトム基金進級応援助成制度」は、(株)手塚プロダクションと(株)セディナから継続的に寄付いただいている寄付金（通称：アトム基金）をもとに、児童養護施設に入所していた児童が大学・短期大学・専門学校等に進学した際の、2 年次目以降に進級する際の経済的負担を軽減することにより自立への支援をはかることを目的として平成 21 年度より実施しています。

助成額は進級した方 1 名につき 3 万円です。別添「募集要綱／申請書」により平成 24 年 5 月 11 日（当日消印有効）までにご申請ください。

(募集要綱／申請書は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載しています)

(2) 「メイスン財団奨学助成制度」平成 24 年度募集中です

メイスン財団（一般財団法人日本メイスン財団）は、各種のチャリティー活動や災害義援金の提供等、社会福祉向上のために活動を行っており、本奨学助成制度は、その支援の一環として、児童養護施設入所児童の高校卒業後の進学を援助し、自立と社会参加の一助となることを目的として実施するもので、今回で 8 年度目の実施となります。

新規の助成者数は 7 名を予定しています。助成が決定した場合、卒業まで（最大 4 年間）年額 50 万円（上限）の大学等授業料の助成を受けることができます。助成の決定までには審査があります。詳しくは別添「助成要項」および「申請書」等様式一式をご確認のうえ、平成 24 年 5 月 11 日（当日消印有効）までにご申請ください。

(助成要項、申請書等は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に掲載しています)

(3)「ブックリボン～本を送ろう。笑顔をあげよう～」書籍の寄贈の

ご案内（4月20日までに出版文化産業振興財団までお申し込みを）

日本の主な出版社、取次会社、書店等を会員として構成される「財団法人出版文化振興財団」から、児童養護施設への書籍寄贈についてお申し出をいただいています。

この「ブックリボン」は同財団の社会貢献事業の一環で、広く市民・出版社等から寄せられた書籍について同財団でクリーニングのうえ、寄贈が行われるもので、22年度に続いて実施されるものです。詳細およびお申し込みは、添付資料をご覧ください。

《全養協 平成24年度大会・研修会等予定》

会議・研修名	日程	開催地等
＜全養協協議員総会＞		
平成24年度 第1回協議員総会	5月11日(金)	全社協会議室 (東京都)
平成24年度 第2回協議員総会	平成25年 3月1日(金)	全社協会議室 (東京都)
＜全養協主催 大会・研修会＞		
第66回全国児童養護施設長研究協議会	11月27日(火)～29日(木)	熊本ホテルキャッスル (熊本市)
全国児童養護施設中堅職員研修会	平成25年 1月16日(水)～18日(金)	国立オリンピック記念青少年 総合センター(東京都)
＜全社協主催または全養協共催 会議・研修会＞		
社会的養護を担う児童福祉施設長研修会 (東日本会場)	9月19日(水)～20日(木)	全社協・灘尾ホール (東京都)
社会的養護を担う児童福祉施設長研修会 (西日本会場)	12月13日(木)～14日(金)	ホテル大阪ベイタワー (大阪市)
子ども家庭政策を実現する全国フォーラム (仮称)	未定	全社協・灘尾ホール (東京都)
ファミリーソーシャルワーク研修会	平成25年 2月21日(木)～22日(金)	全社協・灘尾ホールほか (東京都)

《平成24年度 ブロック大会予定》

ブロック	日程	開催地
北海道ブロック	未定	未定
東北ブロック	6月26日(火)～27日(金)	福島県福島市
関東ブロック	7月12日(木)～13日(金)	群馬県水上町
中部ブロック	6月6日(水)～8日(金)	富山県高岡市
近畿ブロック	6月14日(木)～15日(金)	奈良県奈良市
中国ブロック	6月13日(水)～15日(金)	広島県福山市
四国ブロック	6月中(※調整中)	徳島県徳島市
九州ブロック	6月20日(水)～22日(金)	沖縄県那覇市